

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本 部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本 部 長	
1～30 略					1～30 略					
31 災害対策基本法 （昭和36年法律第 223号）	第13条第1項～第28条の6第3項 略			略		31 災害対策基本法 （昭和36年法律第 223号）	第13条第1項～第28条の6第3項 略			略
	第29条 第1項	災害応急対策又は災害復 旧のための職員の派遣の 要請	○		第29条 第1項		災害応急対策又は災害復 旧のための職員の派遣の 要請		○	
	第29条第3項 略						第29条第3項 略			
	第30条 第1項 及び第 2項	災害応急対策又は災害復 旧のための職員の派遣の あっせんの要求	○		第30条 第1項 及び第 2項		災害応急対策又は災害復 旧のための職員の派遣の あっせんの要求		○	
	第30条 第3項	職員の派遣のあっせんの 要求に係る知事への協議 （第29条第3項の準用）	○		第30条 第3項		職員の派遣のあっせんの 要求に係る知事への協議 （第29条第3項の準用）		○	
	第31条	災害応急対策又は災害復 旧のための職員の派遣	○		第31条		災害応急対策又は災害復 旧のための職員の派遣	○		
	第45条 第1項	略			第45条 第1項		略			
	第45条第2項～第70条第3項前段 略						第45条第2項～第70条第3項前段 略			
第74条 第1項	災害応急対策の実施のた めの他の都道府県知事等 に対する応援の要求	○		第74条 第1項	災害応急対策の実施のた めの他の都道府県知事等 に対する応援の要求		○			

		災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置	○	
第76条第1項～第87条 略				
(1)～(3) 略				
32～44 略				
45 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)	第13条第1項～第24条 略			
	第26条第1項	略		
	第26条第1項	略		
	第26条第1項	災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求(災害対策基本法第74条第1項の準用)	○	
		災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置(災害対策基本法第74条第1項の準用)	○	
第32条第1項～第32条第3項 略				
(1)・(2) 略				
46～60 略				
61 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)	第20条第2項～第27条第2項 略			
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		

		災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置		○
第76条第1項～第87条 略				
(1)～(3) 略				
32～44 略				
45 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)	第13条第1項～第24条 略			
	第26条第1項	略		
	第26条第1項	略		
	第26条第1項	災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求(災害対策基本法第74条第1項の準用)		○
		災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置(災害対策基本法第74条第1項の準用)		○
第32条第1項～第32条第3項 略				
(1)・(2) 略				
46～60 略				
61 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)	第20条第2項～第27条第2項 略			
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		

第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	緊急事態応急対策の実施 のための他の都道府県知 事等に対する応援の要求 (災害対策基本法第74条 第1項の読替え適用)	○	
第28条 第1項	緊急事態応急対策の実施 のための他の都道府県知 事等からの応援の要求に 対する措置(災害対策基 本法第74条第1項の読替 え適用)	○	
第28条 第2項	略		
第28条 第2項	略		
第28条 第2項	略		
第28条	略		

第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	略		
第28条 第1項	緊急事態応急対策の実施 のための他の都道府県知 事等に対する応援の要求 (災害対策基本法第74条 第1項の読替え適用)		○
第28条 第1項	緊急事態応急対策の実施 のための他の都道府県知 事等からの応援の要求に 対する措置(災害対策基 本法第74条第1項の読替 え適用)		○
第28条 第2項	略		
第28条 第2項	略		
第28条 第2項	略		
第28条	略		

第2項			
第28条第2項	略		
第28条第3項	略		
第28条第3項	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のための職員の派遣の要請（原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法第29条第1項の読替え適用）	○	
第28条第3項	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のための職員の派遣のあっせんの要求（原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法第30条第1項及び第2項の読替え適用）	○	
第28条第3項	略		

(1) 略

62～67 略

67の2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第11条第2項	国民の保護のための措置の実施		○
	第11条第4項	国民の保護のための措置の実施に関する要請		○
	第12条第1項	国民の保護のための措置の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求	○	
	第16条第4項	市町長等からの国民の保護のための措置の実施に		○

第2項			
第28条第2項	略		
第28条第3項	略		
第28条第3項	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のための職員の派遣の要請（原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法第29条第1項の読替え適用）		○
第28条第3項	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のための職員の派遣のあっせんの要求（原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法第30条第1項及び第2項の読替え適用）		○
第28条第3項	略		

(1) 略

62～67 略

67の2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）				

	<u>関する要請に対する措置</u>		
第16条 第5項	<u>市町長等からの国民の保護のための措置の実施に関する要請の要求に対する措置</u>		○
第18条 第1項	<u>市町長等からの国民の保護のための措置の実施のための応援の要求に対する措置</u>		○
第21条 第3項	<u>国民の保護のための措置の実施のための要請</u>		○
第32条 第5項 及び第 6項	<u>政府からの基本指針の定め又は変更のための協力の要求に対する措置</u>		○
第33条 第6項 及び第 7項	<u>指定行政機関の長からの国民の保護に関する計画の作成又は変更のための協力の要求に対する措置</u>		○
第41条	<u>国民の保護のための措置を実施するための組織の整備等</u>		○
第42条 第2項	略		
第46条	<u>警報の通知の受理</u>		○
第48条	<u>警報の通知内容の伝達</u>		○
第51条 第2項	<u>警報の解除の通知の受理</u> (第46条の準用)		○
	<u>警報の解除の通知内容の伝達</u> (第48条の準用)		○
第54条 第7項	<u>避難指示の通知の受理</u>		○
第55条 第3項	<u>避難指示の解除の通知の受理</u> (第54条第7項の準		○

第42条 略
第2項

	用)		
第58条 第7項	都道府県の区域を越える 住民の避難に係る受入地 域の通知の受理（第54条 第7項の準用）		○
第58条 第9項	都道府県の区域を越える 住民の避難に係る避難指 示の解除の通知の受理（ 第54条第7項の準用）		○
第100 条第1 項	武力攻撃災害緊急通報の 通知の受理		○
第102 条第5 項	立入制限区域の指定	○	
第102 条第6 項	立入制限区域の指定に係 る生活関連等施設の管理 者に対する通知及び公示	○	
第102 条第8 項	国家公安委員会からの立 入制限区域の指定につい ての指示に対する措置	○	
第140 条	応急の復旧のための必要 な措置に関する支援の要 求		○
	市町長等又は指定地方公 共機関からの応急の復旧 のための必要な措置に関 する支援の要求に対する 措置		○
第142 条	避難及び救援に必要な物 資及び資材の備蓄等		○
第151 条第1 項	国民の保護のための措置 の実施のための職員の派 遣の要請	○	

第151条第2項	職員の派遣の要請に係る知事への協議	○	
第152条第1項及び第2項	国民の保護のための措置の実施のための職員の派遣のあつせんの要求	○	
第152条第3項	職員の派遣のあつせんの要求に係る知事への協議(第151条第2項の準用)	○	
第153条	国民の保護のための措置の実施のための職員の派遣	○	
第155条第1項	略		
第155条第2項	略		
第155条第2項	略		
第177条第2項	緊急対処保護措置の実施		○
第177条第3項	緊急対処保護措置の実施に関する要請(第11条第4項の準用)		○
第178条第3項	市町長等からの緊急対処保護措置の実施に関する要請に対する措置(第16条第4項の準用)		○
第178条第3項	市町長等からの緊急対処保護措置の実施に関する		○

第155条第1項	略
第155条第2項	略
第155条第2項	略

項	要請の要求に対する措置 (第16条第5項の準用)		
第179条	緊急対処保護措置の実施のための要請(第21条第3項の準用)		○
第183条	緊急対処保護措置の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求(第12条第1項の準用)	○	
第183条	市町長等からの緊急対処保護措置の実施のための応援の要求に対する措置(第18条第1項の準用)		○
第183条	緊急対処保護措置についての訓練のための歩行者及び車両の通行の禁止又は制限(第42条第2項の準用)	略	
第183条	緊急処理事態における警報の通知の受理(第46条の準用)		○
第183条	緊急処理事態における警報の通知内容の伝達(第48条の準用)		○
第183条	緊急処理事態における警報の解除の通知の受理(第51条第2項において準用する第46条の準用)		○
	緊急処理事態における警報の解除の通知内容の伝達(第51条第2項において準用する第48条の準用)		○
第183条	緊急処理事態における避難指示の通知の受理(第		○

第183条	緊急対処保護措置についての訓練のための歩行者及び車両の通行の禁止又は制限(第42条第2項の準用)	略
-------	--	---

	<u>54条第7項の準用)</u>		
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における避難指示の解除の通知の受理（第55条第3項において準用する第54条第7項の準用)</u>		○
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における都道府県の区域を越える住民の避難に係る受入地域の通知の受理（第58条第7項において準用する第54条第7項の準用)</u>		○
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における都道府県の区域を越える住民の避難に係る避難指示の解除の通知の受理（第58条第9項において準用する第54条第7項の準用)</u>		○
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における災害に係る緊急通報の通知の受理（第100条第1項の準用)</u>		○
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における立入制限区域の指定（第102条第5項の準用)</u>	○	
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における立入制限区域の指定に係る生活関連等施設の管理者に対する通知及び公示（第102条第6項の準用)</u>	○	
<u>第183条</u>	<u>緊急対処事態における国家公安委員会からの立入制限区域の指定についての指示に対する措置（第</u>	○	

	<u>102条第8項の準用)</u>		
第183条	<u>緊急対処事態における応急の復旧のための必要な措置に関する支援の要求(第140条の準用)</u>		○
	<u>緊急対処事態における市町長等又は指定地方公共機関からの応急の復旧のための必要な措置に関する支援の要求に対する措置(第140条の準用)</u>		○
第183条	<u>緊急対処保護措置の実施のための職員の派遣の要請(第151条第1項の準用)</u>	○	
第183条	<u>職員の派遣の要請に係る知事への協議(第151条第2項の準用)</u>	○	
第183条	<u>緊急対処保護措置の実施のための職員の派遣のあっせんの要求(第152条第1項及び第2項の準用)</u>	○	
第183条	<u>緊急対処保護措置の実施のための職員の派遣(第153条の準用)</u>	○	
第183条	<u>職員の派遣のあっせんの要求に係る知事への協議(第152条第3項において準用する第151条第2項の準用)</u>	○	
第183条	<u>緊急対処保護措置の実施時における車両の通行の禁止又は制限(第155条第1項の準用)</u>	略	

第183条	<u>緊急対処保護措置の実施時における車両の通行の禁止又は制限(第155条第1項の準用)</u>	略	

	第183条	略
	第183条	略
(1) 略		
68～102 略		
備考 略		

	第183条	略
	第183条	略
(1) 略		
68～102 略		
備考 略		

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。